

令和6年4月8日

## 気象警報発令時の児童の安全措置について（お知らせ）

陽春の候、皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校は標記のことについて、次のように対応しております。

西脇市に対する気象情報は、平成22年5月27日以降、「西脇市」単独で発表されるように変更されました。

つきましては、**西脇市に、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雨警報等の警報が発令された場合には、児童の安全確保のため、下記の要領で対処します**ので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 その日の午前7時現在、西脇市に警報が発令されている場合、児童は登校せず自宅待機をする。
- 2 その日の午前9時までに、西脇市の警報が解除された場合は、その時点で登校する。
- 3 その日の午前9時までに、西脇市の警報が解除されなかった場合は、臨時休業日とする。
- 4 児童が在校中に西脇市に警報が発令された場合は、校長が地域の状況を判断し、教育委員会と協議の上、適切な措置を講じるとともに、メール配信サービス等を活用し、家庭への連絡を行う。

### 警報発令の確認について

テレビ、ラジオでは、「北播・丹波」として気象情報が発表されても、西脇市には発令されていないことがあります。西脇市に警報が発令されていることを以下の方法でご確認ください。

- ・防災行政無線
- ・地上デジタル放送のデータ放送
- ・気象庁のホームページ
- ・にしわき防災ネット

※このプリントは見える所に貼っておいて下さい